

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統 計 課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
○道路の供用開始 (2件)	(   "   ) 1
高知県人事委員会公告	
○高知県職員採用上級試験の実施	1

## 告 示

### 高知県告示第685号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成26年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 2 調査の目的  
本県における内水面漁業の魚種別等漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
漁業協同組合
  - (3) 属性  
内水面の漁業協同組合
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 漁業協同組合の名称
    - イ 魚類の漁獲量
    - ウ 藻類の漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。）
    - エ 貝類の漁獲量
    - オ その他の水産動物の漁獲量
  - (2) その基準となる期間  
平成26年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者

- (1) 数  
20漁業協同組合
  - (2) 選定方法  
県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する（農林水産省の内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっている漁業協同組合を除く。）。
  - 6 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 調査組織  
県が内水面の漁業協同組合に直接報告を求める。
    - (2) 調査方法  
郵送調査
  - 7 報告を求める期間  
平成27年2月28日から同年3月31日まで
- 高知県告示第686号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字武八西137番1から 南国市下末松字高屋3番1まで	前	4.7 }	64
	後	5.9 }	
南国市下末松字高屋3番1まで	前	8.7 }	64
	後	13.1 }	
南国市下末松字高屋1番1	前	5.2 }	34
	後	5.5 }	
	前	12.6 }	34
	後	14.0 }	

### 高知県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成26年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市下末松字武八西137番1から 南国市下末松字高屋3番1まで	64	平成26年12月16日
南国市下末松字高屋1番1	34	平成26年12月16日

### 高知県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地地下停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市谷地字石神569番1から 土佐市谷地字シダウ子547番まで	26	平成26年12月16日

## 人事委員会公告

高知県職員採用上級試験を次のとおり行う。  
平成26年12月16日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
土木	10名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）

2 受験資格

(1) から (3) までのいずれにも該当する者

(1) 年齢等

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた者で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業したもの若しくは平成27年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成26年12月16日（火）から平成27年1月6日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成27年1月6日までに(3)の提出場所に必着すること。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試験	教養試験 専門試験 適性検査	平成27年1月18日（日）午前9時から午後4時20分頃まで 試験会場 高知市丸ノ内二丁目2-40 高知県立高知丸の内高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 身体検査	平成27年2月7日（土）及び8日（日）に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能に関する五肢択一式による筆記試験
専門試験	職務に必要な専門的知識、技術等に関する五肢択一式による筆記試験
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査（判定は、第1次試験合格者について第2次試験時に実施する。）

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に関する識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）

身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）
------	---------------------------------

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は1月下旬に、最終合格者の発表は2月下旬に行う。

なお、辞退があった場合に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて提示される。

任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成27年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。

8 給与

平成26年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学等を卒業した者で177,600円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。